

【事業者向け】おたるプレミアム付商品券「よくある質問Q & A集」

1. おたるプレミアム付商品券について

Q：おたるプレミアム付商品券の内容について、教えてくださいか？

A：おたるプレミアム付商品券（以下、「プレミアム付商品券」といいます。）は、
本社・本店の登記が市内にある法人の店舗及び市内に在住する個人事業主の
店舗で利用できる「地域応援券」と、全ての取扱店で使用することができる
「市内共通券」の2種類がセットになっており、75,000冊を販売しま
す。

**Q：プレミアム付商品券には、地域応援券と市内共通券があるとのことですが、
どのような違いがありますか？**

A：プレミアム付商品券1冊に24枚が綴られていますが、そのうち12枚が地
域応援券で12枚が市内共通券となっております。

「地域応援券取扱店」

地域応援券、市内共通券とも使用できます。

「地域応援券取扱店」以外の取扱店

市内共通券のみが使用できます。

※「地域応援券取扱店」～取扱店のうち市内に本社・本店がある法人の店舗、
市内に在住する個人事業主が市内で経営する店舗

2. 商品券の取り扱いについて

Q：プレミアム付商品券を取り扱うにはどのようにすればよいでしょうか？

A：取扱店として申請していただく必要がございますので、詳しくは、**後述の P4「3.取扱店の登録について」**をご確認ください。

各取扱店には、「地域応援券取扱店」であるか「市内共通券取扱店」であるかがわかるように、ポスター・ステッカーなどツールを配布いたしますので、受取後、店頭などへ掲示いただくことにより、取扱店として、プレミアム商品券をお取扱いいただけます。

また、詳細につきましては、「おたるプレミアム付商品券」の専用ホームページ (<https://otaru-premium.com>) でも、ご確認ください。

Q：お釣りは出せますか？

A：お釣りは出すことができません。不足分は現金などで支払いを受けてください。（取扱店の皆様におかれましては、プレミアム付商品券の利用者の方にはお釣りは出すことができない旨をお伝えください。）

Q：プレミアム付商品券が冊子から外れてしまった場合、または切り離した場合は使用できますか？

A：使用できます。切り離してご使用ください。

Q：使用期間までに使用できなかった商品券は受付できますか？

A：プレミアム付商品券の使用期間は、令和7年10月1日（水）から令和8年1月4日（日）までです。使用期間を過ぎてしまうとプレミアム付商品券を使用することができなくなります。

また、使用期間を過ぎて受け取ったプレミアム付商品券については、換金をすることはできません。

Q：プレミアム付商品券を使用できないものはありますか？

A：①不動産に関わる支払い（土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場（一時預かりを除く）など）

- ②消費に当たらないものへの支払い（出資、有価証券の購入、債務の支払い、払込票での支払いなど）
- ③たばこ、加熱式たばこ用カートリッジなどの購入（たばこ事業法に規定する製造たばこは定価以外の販売が禁止されているため）
- ④換金性があり、かつ、広域的に流通しうるものの購入（商品券、ギフトカード、ビール券、図書カード、プリペイドカード、郵便はがき、切手、回数券、各種チケット類、印紙など）
- ⑤市指定ごみ袋の購入
- ⑥性風俗特殊営業やギャンブルなどに関わる支払い
- ⑦公租公課の納付（国税、地方税又は使用料など）
- ⑧自治体の債権への支払い（水道料金、公立病院受診時の自己負担など）
- ⑨上記①～⑧のほか、実行委員会が不適当と認めるものの支払いには、使用できません。また、取扱店登録をしていない店舗でも使用できません。

Q：プレミアム付商品券で医療や介護の自己負担分の支払いに使用することはできますか？

A：プレミアム付商品券の使用対象とならないものとして、公立病院受診時の自己負担など、自治体の債権への支払いはできませんが、取扱店の登録を受けた民間の医療機関や介護事業者、薬局の処方箋への支払いには使用できます。

Q：プレミアム付商品券を商売や事業の支払いに使用できますか？

A：プレミアム付商品券事業の趣旨としては、物価高騰の影響を受けている市民の消費の下支えを図ることを目的としていることから、商売・事業での支払いには使用できません。

Q：プレミアム付商品券が汚損・破損した場合は、どのような扱いになりますか？

A：通し番号が確認でき、かつ、券面の面積が3分の2以上残っているなどの条件を満たしていれば使用できる場合がございますので、詳しくは、「おたるプ

レミアム付商品券事務処理センター」(TEL 2 4 - 1 5 8 9) までご相談ください。

3. 取扱店の登録について

Q : 取扱店の参加資格について教えてくださいか？

A : 小樽市内に店舗、事業所などを有する者で、市内店舗などに限り商品券を使用可能とすることができる方であれば、取扱店参加資格があります。

Q : 登録方法を教えてくださいか？

A : 取扱店登録申請書兼誓約書に必要事項を記入し、郵送または持参、F A X でお申込みください。

〒0 4 7 - 8 7 9 0 小樽市稲穂2丁目22番1号 小樽経済センタービルB 1 F おたるプレミアム付商品券事務処理センター ((株) ニッセンレンエスコート小樽支店内) (FAX 2 4 - 1 5 5 3)

Q : 取扱店の募集期間は、いつからいつまでですか？

A : 令和7年7月1日(火) から令和7年8月25日(月) までです。

(「取扱店一覧冊子」及び専用ホームページ(<https://otaru-premium.com>) に取扱店の情報を掲載します。)

なお、8月26日(火) 以降も受付はしますが、「おたるプレミアム付商品券」の専用ホームページ(<https://otaru-premium.com>) のみの掲載となります。

Q : 当店は小樽市に隣接した市町村にあり、お客さんも小樽市の方が圧倒的に多いので、取扱店になれるですか？

A : 残念ながら取扱店にはなれません。小樽市内の事業所などのみが対象になります。

Q : プレミアム付商品券利用者限定のサービス提供を実施することは可能でしょうか？

A : 可能です。ぜひ販売促進にご活用ください。また、「おたるプレミアム付商品券」の専用ホームページ (<https://otaru-premium.com>) においてもご紹介させていただきますので、キャンペーン内容や時期などを「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」(TEL 2 4 - 1 5 8 9) までご連絡ください。

Q : 取扱店の登録申込みをする前に従業員がプレミアム付商品券を受け取ってしまいました。どうすればよいですか？

A : 取扱店参加資格を有し、申込み期間内であれば、早急に登録手続きをしてください。資格がない場合は、換金手続きはできません。至急、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」(TEL 2 4 - 1 5 8 9) まで、ご連絡ください。

Q : 市内で複数店舗経営している場合は店舗ごとに登録するのですか？

A : お手数ですが、店舗ごとに登録手続きをしてください。

Q : 取扱店へ登録するには費用がかかりますか？

A : 取扱店の登録費用はかかりません。

Q : 取扱店登録申込み後、どのような流れになりますか？

A : 事務処理センターへ取扱店登録申請書が到着後、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」にて資格審査を行い、承認後、取扱店向け説明会の日時をご案内いたしますので、ぜひご参加ください。

説明会当日に会場にて取扱店登録証やポスター・ステッカー、売上集計票など、取扱店ツール一式をお渡しいたします。欠席となった取扱店へは、説明会終了後、順次取扱店ツール一式をお送りいたします。

※説明会終了後以降に取扱店の登録申請を行った場合は、資格審査を経て承認後、取扱店ツール一式をお送りいたします。

Q：取扱店の表示をするポスター・ステッカーについて、店舗が広い（または、形状が複雑）ので複数枚もらえるのですか？

A：当初にお渡しする枚数を超えて必要となる場合については、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（TEL 2 4 - 1 5 8 9）までお問合せください。

Q：取扱店登録申込みに際し、店長名で申込みできますか？

A：会社代表者で申込みすることが困難な場合については、店長名など（店舗運営を管理されている方）で申込みすることは可能です。

Q：申請書下部に記載する代表者欄への押印は必要ですか？

A：自署する場合は不要ですが、ゴム印などの場合は押印してください。

Q：登録情報が変更になった場合、どうしたらよいでしょうか？

A：令和 5 年度実施時の登録情報から変更となった場合は、令和 5 年度取扱店として参加の各取扱店へお送りいたしました、取扱店登録申請書兼誓約書、口座確認書へ変更後の内容を手書き又はゴム印で記載し、申込みください。今回新たに取扱店登録した登録情報が変更となった場合は、諸届用紙をお送りいたしますので、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（TEL 2 4 - 1 5 8 9）までご連絡ください。

Q：登録した取扱店を辞退（閉店など含む）したい場合はどうすればよいです

か？

A：「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（TEL 2 4 - 1 5 8 9）までご連絡ください。

4. 換金について

Q：換金申請手続について教えてください。

A：換金申請手続は、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（（株）ニッセンレンエスコート小樽支店内）で受け付けます。郵送または持参の方法が可能です。

郵送の場合は事故防止のため、必ず郵便局窓口から簡易書留で郵送してください。なお、商品券提出用専用封筒で郵送（簡易書留）する場合には、郵送料はかかりません。

Q：換金申請できる期間に定めはありますか？

A：換金申請期間は、令和7年10月1日（水）～令和8年1月20日（火）
（土・日・祝日、年末年始〔12月30日～1月3日〕を除く）までになります。

換金申請期間を過ぎての換金には応じられませんので、ご注意ください。

Q：換金申請するプレミアム付商品券の枚数に上限などがありますか？

A：1回に換金申請できる商品券の枚数に上限はありません。なお、換金方法は郵送または持参となりますが、郵送に際して、枚数が多く、封筒に入らないなどの場合には、訪問による回収も行いますので、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（TEL 2 4 - 1 5 8 9）までご連絡ください。

Q：換金申請できる回数に上限はありますか？

A：換金申請期間中、全ての締日で申請が可能です。申請するツールを締回数同様の10回分をお渡しいたしますので、10回までの範囲内で、取扱店の皆様の状況に応じて申請していただいても構いません。

Q：各締日は消印有効ですか？

A：各締日までに「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」（（株）ニッセンレンエスコート小樽支店内）必着となります。到着が各締日を超えた場合は次の締日分の扱いとなります。

なお、最終締日での申請の場合は令和8年1月20日（火）必着となるよう
ご提出ください。

Q：持参で換金申請を行う場合、必要なものは何ですか？

A：持参で換金申請を行う場合、「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」に次のものをお持ちになり、換金手続きを行ってください。

① 使用済み商品券

- ・ 地域応援券
- ・ 市内共通券

※裏面に住所・事業所名（手書き又はゴム印）を記載。地域応援券・市内共通券の券種ごとに集計し、枚数を確認、券種ごとに輪ゴムやクリップなどでまとめてご提出してください。

② 売上集計票

- ・ 1枚目：取扱店控え
- ・ 2枚目：事務処理センター提出用
- ・ 3枚目：OCR処理センター提出用

※事務処理センターへご持参いただく場合は、使用済み商品券の券種ごとの枚数確認後、1枚目の取扱店控えへ事務処理センターの受領印を押印いたしますので、3枚とも切り離さずにお持ちください。

③ 商品券提出用専用封筒（使用済み商品券提出用専用の封筒）

Q：郵送で換金申請を行う場合、必要なものは何ですか？

A：次のものを商品券提出用専用封筒に入れ、郵便局窓口より「おたるプレミアム付商品券事務処理センター」へ簡易書留扱いで郵送してください。

① 使用済み商品券

- ・地域応援券
- ・市内共通券

※裏面に住所・事業所名（手書き又はゴム印）を記載。地域応援券・市内共通券の券種ごとに集計し、枚数を確認、券種ごとに輪ゴムやクリップなどでまとめてご提出してください。

② 売上集計票

- ・2枚目：事務処理センター提出用
- ・3枚目：OCR 処理センター提出用

※1枚目は、【取扱店控え】の為、事業所で保管ください。

Q：換金する際に使用済み商品券はどのような形で持っていけばよいですか？

A：使用済み商品券は事務処理上、接着剤やホッチキスなどで綴り合せしないで、1枚ずつ離れた状態でお持ちください。また、地域応援券・市内共通券の券種ごとに集計し、枚数を確認、券種ごとに輪ゴムやクリップなどでまとめてご提出してください。

Q：プレミアム付商品券の換金手続きをすると、どのくらいの期間で指定口座への入金となりますか？

A：各換金申請締日から原則として10日以内に指定口座に入金いたします。

なお、通帳には、「オタルショウヒンケンカンキン」と印字されます。

※年末年始に係る場合は15日程度かかります。

Q：換金手数料はかかりますか？

A：換金手数料はかかりません。

Q：換金申請金融機関の窓口で現金で換金してもらうことはできませんか？

A：登録した口座への振込みのみとなります。

5. その他

Q：市内で複数店舗を営業している場合、登録申請、換金を代表店がとりまとめて行ってよいですか？

A：登録については、店舗ごとに申請してください。換金については、とりまとめることは可能ですが、商品券裏面の取扱店欄の住所・事業所名はそれぞれ使用された店舗ごとに記載してください。

Q：使用期限を過ぎた商品券を受け取った場合の扱いはどうなりますか？

A：使用期限を過ぎた商品券は使用できません。商品券の使用期限は、令和8年1月4日（日）までとなっておりますので、ご注意ください。